

恵下埋立地及び浸出水放流管等の建設及び供用に関する協議会設置要綱

(目的)

第1条 広島市（以下「甲」という。）と戸山学区町内会連合会（以下「乙」という。）が平成29年4月21日に調印した「埋立地及び浸出水放流管等の建設及び供用に関する合意書」（以下「合意書」という。）、「埋立地及び浸出水放流管等の建設及び供用に関する安全協定」（以下「安全協定」という。）及び「地元対策事業及びまちづくり支援に関する覚書」（以下「覚書」という。）の適正かつ確実な運用を図ることを目的に、合意書第9条の規定に基づき「恵下埋立地及び浸出水放流管等の建設及び供用に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 乙が選任した委員
- (2) 甲の職員のうち、環境局長、環境局環境施設部埋立地管理担当部長及び埋立地管理担当課長の職にある者
- 2 委員の任期は、甲及び乙がそれぞれ定めるところによるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は戸山学区町内会連合会会長を、副会長のうち1名は広島市環境局長をもって充て、もう1名は乙が選任する。

(協議事項)

第4条 第1条の目的を達成するため、協議会は次の事項について協議・調整する。

- (1) 恵下埋立地及び浸出水放流管等（以下「施設」という。）の安全確保に関すること
- (2) 施設の建設及び供用に伴う環境保全対策に関すること
- (3) 施設の建設及び供用に伴う交通安全対策に関すること
- (4) 地元対策事業及びまちづくり支援に関すること
- (5) その他合意書、安全協定及び覚書に関すること

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 会長に事故ある時は、副会長がこれを代行する。
- 3 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。
- 4 会議は、原則として年2回定例会を開催するほか、必要に応じて開催するものとする。
- 5 協議会は、協議結果の要旨を記録し、10年間保管する。
- 6 会議は、原則として戸山地区住民に公開する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、広島市環境局環境施設部埋立地管理担当において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。